都型放課後等デイサービス事業運営上の注意点

申請前に必ずご確認ください

都型放課後等デイ サービス事業 運営上の注意点

● 事業の申請は、年度単位です。

安定した体制で事業を実施することが前提の補助事業です。

年度を通じて体制が維持できるかどうか、十分ご検討の上、申請してください。

● 概算払の補助金です。

事業終了後、実績報告をしていただき、交付すべき補助金の額を確定します。

実績によっては、補助金の返還を求めることがあります。

当初の交付申請時の体制や事業内容から変更があれば、速やかに都に届け出る必要があります。

変更内容によっては、補助金の返還が必要となります。

運営上の注意点【全事業所共通】

以下のようなケースでは、補助金は交付できません。既に補助金を受領していた場合には、返還が必要となります。

- 他のスタッフの休暇の都合により、コア職員を 基準配置の職員として営業をおこなった。
- 常勤換算で児童指導員等加配加算を取得しているが、非常勤職員1名が離職したため、コア職員も換算に含めないと、加配加算の算定ができなくなった。
- 定員10名のところ利用児童が11名いたが、定員10名の場合の人員配置のまま(10:2)で受け入れた。
 - ⇒基準人員が欠如しており、法令違反に当たります。

基準配置の職員	(利用定員10名の場合)	
管理者	1名	
児童発達支援管理責任者	1 名 (常勤専任)	
児童指導員または保育士	児童10名に対し2名 ※営業時間を通じて配置	



児童指導員等加配加算職員 専門的支援体制加算職員、コア職員

これらの職員は、基準配置の職員としてみることはできません。 (これらの職員を基準配置の職員としてみる必要が生じた場合は、 報酬や補助金の返還が必要になります。)

交付申請時だけでなく、実績としても体制が取れているか、**毎月報告をしていただきます。** 確認書類:実績に基づいた勤務形態一覧、タイムカード、給与明細等

月次の確認書類

勤務実績に応じた勤務形態一覧表を毎月ご提出いただきます。 指定した職員のタイムカードや給与明細もご提出いただき審査 しますので、実態と乖離のないようご報告ください。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(実績)

2025 _年 4 月 児童指導員等加 営業時間 配加算 サービス提供 専門的支援体制 事業所・施設名 加算 4月 児童指導員等 専門的支援体 育児介護等 職種 勤務形態 氏名 加配加算対象 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 合計 時短届出日 制加算対象者 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 合計 0 1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数 40

月次の確認書類

職員の休職・離職や定員超過により基準や加配の体制が崩れ、 不正となるケースがあります。交付申請時の体制が維持できな くなった場合は、速やかに都にご連絡ください。

△1つでも「いいえ」が付く場合、すぐに都にご連絡ください△		いいえ
基準となる有資格者が営業時間を通じて10:2の割合で配置されていますか ※利用定員10名の場合		
(定員超過の日がある場合) 定員超過している日は、超過5名につき1名の有資格者(児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算のために配 置している職員以外)を追加で配置していますか		
全ての営業日において、 コア職員を基準の配置に含めなくても、10:2の配置ができていますか		
基準人員を配置したうえで、児童指導員等加配加算の職員が配置されていますか		
児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算のために配置している職員は、補助金申請時と変更ありませんか		

補助類型 | ~||型の事業所の場合の注意点

※専門的支援体制加算を、

児童指導員または保育士以外の職種で取得する体制で補助金の交付を受ける場合

職員の離職等により、専門的支援体制加算の算定ができなくなると、都型放課後等デイサービス事業は中止となります。専門的支援体制加算の算定ができない期間分の補助金は返還する必要があります。

当初は理学療法士や心理担当職員等を配置することで専門的支援体制加算を取得していたが、年度の途中で体制の変更があり、経験5年以上の児童指導員または保育士を配置して加算を取得することになった場合、補助類型はIV~VI型へ変更となります。すでに交付を受けた運営費補助と変更後の差額は返還する必要があります。

職員が不在になった場合の 猶予期間

- 条件を満たさなくなった場合の猶予期間が設けられています。
- ただし、職員が不在となることが分かった時点で、必ず都にご連絡ください。条件を満たさない状態で連絡なく都型放課後等デイサービス事業を継続された場合、不正とみなされる可能性がありますのでご注意ください。
- ・コア職員の変更や補助類型の変更の際には、**事業計画変更や変更交付申請の手続きが必要**です。

不在となった職員 猶予期間

児童発達支援管理責任者不在後、翌月末まで

コア職員不在後、翌月末まで

その他、従業者不在後、当月末まで

【連絡先】

東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課児童福祉施設担当 03-5320-4374